

指導力不足教員等への対応フロー図

【実態把握・観察】

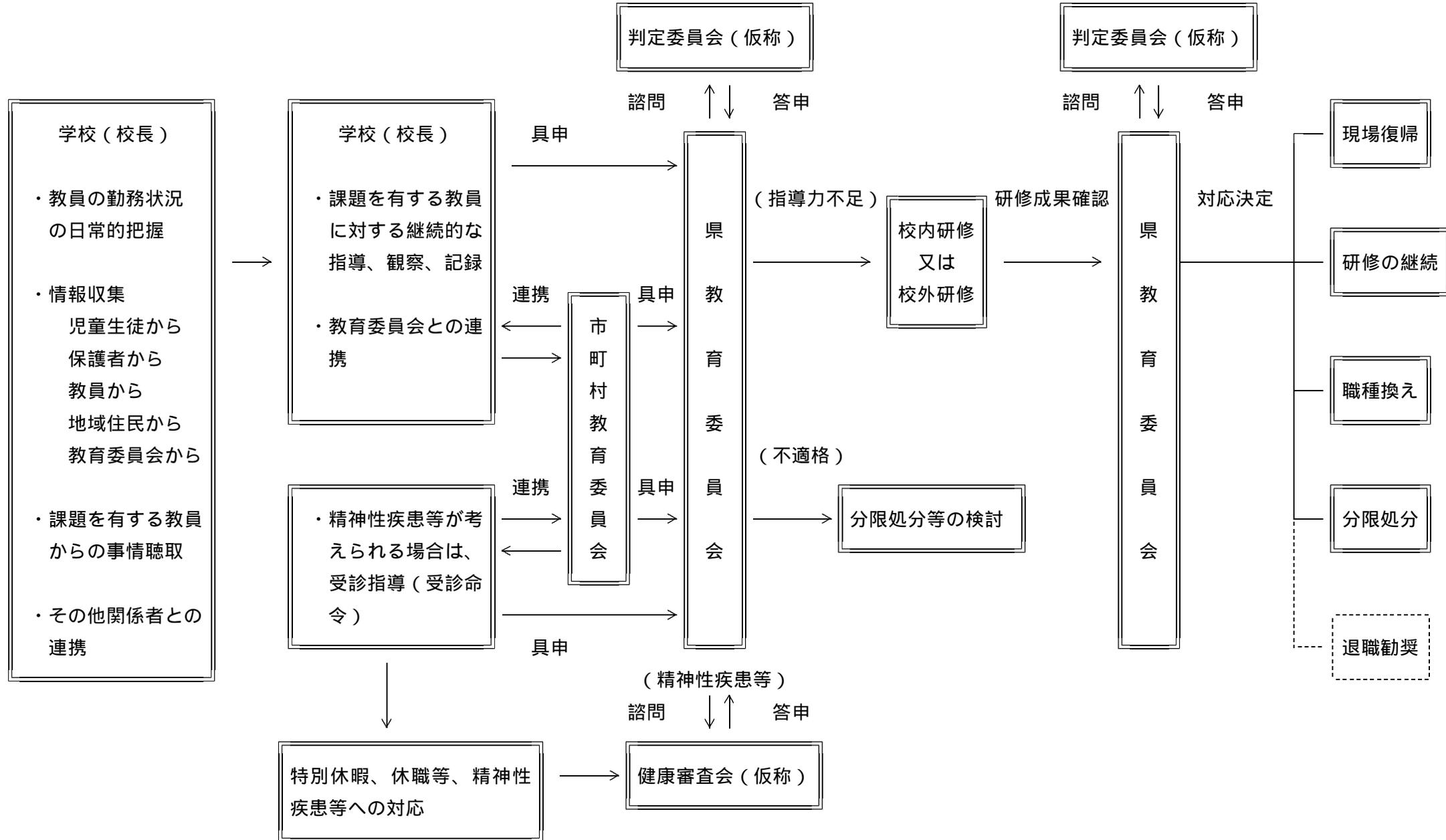
【指導・記録】

【第1次判定】

【研修】

【第2次判定】

【対応】



校長は、教員の勤務状況を日常的に把握するとともに、児童生徒、保護者、教員、地域住民、教育委員会等からの情報収集に努める。
その上で、課題を有する教員がいる場合は、本人や関係者から事情を聞くなどして、課題の原因を分析し、早期に解決を図る必要がある。

課題の原因が、教員本人の資質や能力等にあると思われる場合は、学校で校長を中心とした指導体制を作り、教育委員会との連携を図りながら、継続的に課題解決を図る。
その際、その指導の記録や本人の変化についての記録を文書で残すことが必要である。

そうした指導等を経ても改善が見られず、課題が解決しない場合は、県立学校においては校長が、市町村立学校においては市町村教育委員会教育長が、その職員への対応について、県教育委員会に意見を具申する。その際、課題の内容、指導観察記録、経過等をまとめた文書を添付する。

【対応】 a 分限処分等 b 校内研修の実施（人的措置を伴うもの） c 校外研修の実施

aについては、県教育委員会事務局で校長等の意見具申を検討し、必要な措置を行う。

b、cについては、県教育委員会事務局で校長等の意見具申を検討し、意見を添えて判定委員会（仮称）に諮問する。

判定委員会で対応について検討し、教育委員会事務局に答申する。その際、必要に応じて当該教員や関係者から意見を聴取する。

【対応】 a 校内研修実施のための人的措置を行う b 校外研修を行う c 学校での指導を継続する d 分限処分等を検討する e 健康審査会に諮問する

教育委員会事務局で、判定委員会の意見を踏まえて、その後の対応を決定する。a、bの対応をすることを決定した場合は、一定期間（1年間以内）研修を実施する。

研修による改善状況について、県教育委員会事務局は、その都度報告を受け、研修終了後の対応を検討する。

県教育委員会事務局は、当該教員の改善状況を判定委員会に報告するとともに、研修終了後の対応について意見を添えて諮問する。

判定委員会は、諮問された内容について検討し、教育委員会事務局に答申する。その際、必要に応じて当該教員や関係者から意見を聴取する。

判定委員会の答申を踏まえて、教育委員会事務局で、その後の対応を決定する。

【対応】 a 職場復帰 b 研修の継続 c 地教行法47条の2に基づく職種換え d 分限処分 e 退職勧奨

学校での指導の過程で、課題の原因が精神性疾患等にあると考えられる場合、校長は当該教員に受診指導、又は職務命令による受診命令を行う。

受診の結果、精神性疾患等であることが判明した場合は、特別休暇、休職等、必要な手続きをとる。

当該教員が受診を拒否した場合、あるいは受診の結果、精神性疾患等が認められない場合は、と同様の手続きで、その教員への対応について県教育委員会に意見を具申する。

県教育委員会事務局は校長等の意見具申を検討し、精神性疾患等が原因であると考えられる場合は、健康審査会（仮称）に諮問する。

健康審査会は、その対応について意見を教育委員会事務局に答申する。その際、必要に応じて当該教員や関係者から意見を聴取する。

県教育委員会事務局は健康審査会の答申を受けて、その後の対応を決定する。

【対応】 a 教育委員会としての受診命令を出す。 b 分限処分を行う。 c 指導力不足教員等としての対応を検討する。

精神性疾患による特別休暇や休職から復帰する場合は、健康審査会にその状況を報告し、復帰の可否についての意見を聞く。